

「湯けむりマルシェ」出店者要領

令和 7 年 6 月

趣旨 「TRAIN SUITE 四季島」の来訪にあわせて、大崎市や大崎地域の特産品等を販売する「湯けむりマルシェ」を開催。全国からいらっしゃるお客様へ本市をPRするとともに、鳴子温泉地域全体の活性化、今後の観光客増大へとつなげことを目的に開催する。

「湯けむりマルシェ」出店者要領では、出店要件や申込方法、ブースの仕様等について定め、出店者は順守するものとする。

概要 (1) 名称：湯けむりマルシェ

(2) 日程：令和 7 年 ~~4 月 10 日 (未)~~、~~4 月 17 日 (未)~~、~~4 月 24 日 (未)~~、
~~5 月 22 日 (未)~~、~~5 月 29 日 (未)~~、
~~6 月 5 日 (未)~~、~~6 月 12 日 (未)~~、~~6 月 26 日 (未)~~
~~7 月 3 日 (未)~~、~~7 月 10 日 (未)~~、~~7 月 17 日 (未)~~、~~7 月 24 日 (未)~~、
~~7 月 31 日 (未)~~、~~8 月 21 日 (未)~~、~~8 月 28 日 (未)~~
9 月 4 日 (木)、9 月 11 日 (木)、9 月 18 日 (木)、9 月 25 日 (木)、
10 月 2 日 (木)、10 月 9 日 (木)、10 月 23 日 (木)
11 月 20 日 (木) 合計 23 回

(3) 販売時間：午前 8 時～10 時 30 分

(搬入は 7 時～8 時、搬出は 10 時 30 分～11 時)

(4) 場所：鳴子温泉ゆめぐり広場（大崎市鳴子温泉字湯元 108）

(5) 主催：トランスイート四季島受け入れ大崎市実行委員会

（大崎市産業経済部観光交流課内）※以下、運営事務局と記載

Tel：0229-23-7097 FAX：0229-23-7578

e-mail：kk@city.osaki.miyagi.jp

【1】出店に係る費用について

- ・会場設営費として、開催期間ごとに 2,000 円負担いただきます。
※開催期間Ⅰ：~~4 月～6 月~~、開催期間Ⅱ：~~7 月～8 月~~、開催期間Ⅲ：9 月～11 月
※出店者募集は、開催期間ごとに行います。
※会場設営費は、初回出店時に運営事務局が徴収します。
- ・出店に関わる費用や、責任がある許認可等に係る費用（営業許可・酒類販売等）は各自ご負担ください。
- ・湯けむりマルシェ終了後、当日の売上金額を運営事務局までご報告をお願いします。

なお、運営事務局は、実績として全体の売上金額を公表する場合がありますのでご了承ください。

- ・「湯けむりマルシェ」において誘客イベントを開催する際には、協賛にご協力いただきます。（抽選会景品の提供等）

【2】貸出可能什器等について

出店者には、「ブース用基本セット」を無料で貸し出しします。物資の設営は、運営事務局で行いますが、撤去は定められた場所に各自お戻しください。

①ブース用基本セット

- ・ テント 1 張（2.5～3m×2.5～3m）
- ・ テーブル 2 台（W1,800×D450×H700）

②その他

- ・ 物販用什器各種（ラック、陳列ワゴン、陳列棚など）は、数に限りがありますが貸し出し用もごさいます。希望する場合は、出店の 1 週間前までに申し出ください。
- ・ 什器の持ち込みを希望する場合は、出店の 1 週間前までに申し出してください。

③各自必要な用途品等

- ・ 販売に必要な用度品（テーブルクロス、レジ袋、消毒用ディスペンサー等）は各自でご用意をお願いします。
- ・ のぼりや看板等は、風に飛ばされないよう固定する等、安全対策を実施してください。

④火器・電源の使用

- ・ 基本的に電源設備の用意はございませんが、食品衛生の都合上等で希望される場合は、必ず事前にご相談ください。

【3】販売時間・駐車場

- ・ 販売時間：午前 8 時～10 時 30 分 ※出店者都合による時間の短縮・延長はできません。
- ・ 出店準備（搬入）は 7 時～8 時まで、出店撤去（搬出）はマルシェ終了後～11 時まで、各自をお願いします。
- ・ 駐車場は、会場から徒歩 2 分の湯めぐり駐車場（大崎市鳴子温泉字新屋敷 84）を使用してください。

【4】出店可能業態

- ・ 米、野菜、酒、菓子、その他加工品等、伝統工芸品などの物販
- ・ 飲食を伴う出店（キッチンカー含む）

【5】出店品の要件

- ・ 出店品のうち、包装してあるものについては、食品衛生法、JAS 法等の表示基準に基づき適正な表示をお願いします。

- ・食品衛生法で定められた表示（食品表示シール等）を行い、表示に従って保存・販売をお願いします。
- ・食品衛生法の仮設営業許可が必要な食品を行う場合は、宮城県北部保健福祉事務所（大崎保健所）の該当営業許可を取得し、販売に際しては許可証の提示をお願いします。
- ・酒類販売については、古川税務署へ「期限付酒類小売業免許届出書」が必要になります。申請書類一式につきましては、お近くの税務署または、国税庁 HP にて取得ください。

【6】出店者の管理

- ・運営事務局にて会場全体の保全に努めますが、原則として出品商品等の管理は出店者となります。
- ・会場内及び出店場所諸設備を汚損・破損した場合は原状回復とし、出店者負担となります。出店終了後は、速やかに什器等を定められた場所に撤去をお願いします。
- ・食中毒等の事故が無いよう、衛生管理には細心の注意を払ってください。
- ・出店場所及びその周辺の清掃については、出店者が責任をもって行い、発生したごみ（固体・液体）等については、必ず出店者が持ち帰りをお願いします。
- ・その場で飲食する商品を販売する場合は、各出店スペースにごみ箱を設置し、容器等のごみについても持ち帰りをお願いします。
- ・販売やサービスの提供におけるお客様とのトラブルおよび事故については、すべて出店者の責任のもと対処してください。

【7】出店時のルール

- ・会場内の出店場所・レイアウトは、運営事務局で決定します。
- ・出店者の都合による出店の変更・キャンセルは、出店日の1週間前までに申し出てください。
- ・運営事務局での両替は受け付けておりませんので、各自ご用意ください。
- ・転貸はできません（出店者以外の方による販売、一時的なスペース貸しを含む）
- ・インバウンドへの対応や電子決済普及の流れに合わせ、キャッシュレス決済の導入を推奨いたします。（※必須ではございません。）

【8】出店者数

- ・出店は、5～8店舗程度を想定しています。著しく場内競合となる場合は、出店のお断りやスケジュール調整を行う場合がありますので、予めご了承ください。

【9】開催・出店の中止

- ・ 運営事務局は天災、疫病、感染症の蔓延、その他の不可抗力によりやむを得ない事情が発生した場合、また運営事務局が本マルシェを開催することが適切でないと判断した場合、本マルシェを中止する場合があります。
- ・ 本マルシェは JR 東日本が運行する「TRAIN SUITE 四季島」の来訪にあわせて開催していますが、列車が運行しない場合でも、本マルシェは開催することとします。
- ・ 虚偽の報告が判明した場合、期間途中でも出店をお断りする場合があります。

【10】 食品販売について

(1) 販売物に関して

- ・ 販売可能な食品は、保健所の許可を受けた商品のみとなります。
- ・ 販売に必要な手続きは、出店者が各自行ってください。
- ・ 必要となる手続きや、商品の販売可否については宮城県北部保健福祉事務所（大崎保健所）へご相談下さい。
- ・ 食品衛生法で定められた表示（食品表示シール等）を行い、表示に従って保存・販売をお願いします。

(2) 保健所への申請提出書類 ※2021 年 6 月「営業の届け出制度」が変更になりました。

- ・ 会場で、調理をしない食品（包装品等）を販売する場合も、宮城県北部保健福祉事務所（大崎保健所）へ営業の届出申請が必要です。

※届出に該当する商品を販売する場合は「営業許可申請」に追加して営業の届出も必要になります。

届出（一例）

業種	営業内容
弁当販売業	主に弁当を販売
乳類販売業	牛乳、加工乳、乳飲料等を販売
食肉販売業（包装品のみ取扱い）	包装済食肉製品（ハム・ソーセージ）
魚介類販売業（包装品のみ取扱い）	包装魚介類等を販売
その他食料・飲料販売業	パンや菓子、漬物など調理加工を必要としないで摂取できる食品

※上記以外にも届出が必要な業種がありますので、事前に保健所へご確認ください。

【11】 酒類販売について

- ・ 酒類販売については「期限付酒類小売業免許届出書」が必要になります。
- ・ 申請につきましては出店者各自で、古川税務署へご提出ください。
- ・ 申請書類一式につきましては、税務署または、国税庁 HP にて取得ください。